

## 議会の紀律と品位を

# 保持するための懲罰

普段なじみのない議会の仕組みについて、今号では、「懲罰ってなに？ 審査はどう進むの？」などを紹介します。

審査はどう進むの？

**性格** 議員の懲罰は、議会の秩序に違反する者に対する秩序罰であり、刑罰ではありません。また、一般的の公務員の懲戒とも異同があります。懲罰の趣旨、制裁としての性質の点では、両者は、ほぼ共通していますが、議会の秩序と直接かかわりがない行為は対象外となります。

## 問責決議との違いは？

**【本会議】** 委員会での審査終了後、委員会審査報告書が本会議に提出され、委員長報告（「一身上の弁明（申し出があり、許可された場合）の後、委員長報告にある懲罰を科すことの採決を行い、可決された場合は懲罰の宣告を行います。」  
その後、文案を議決し、戒告は議長より朗読、陳謝は陳謝文を該当議員が朗読します。出席停止・除名は議長より宣告され、効力は議決と同時に発生します。

本会議

(3)懲罰事犯が、地方自治法、会議規則、委員会条例のいずれに違反しているかなどを審査

(4)懲罰を科すかどうか諮る  
(否決の場合、審査終了)

(5)可決の場合、どの種類の懲罰を科すか諮る  
(戒告・陳謝・出席停止・除名)

⑥戒告と陳謝では文案を、出席停止では日数を決定

◆ 問合先：深川市議会事務局内 ◆

〒074-8650 深川市2条17番17号  
電話0164-26-2282（直通）



深川市議会YouTube  
チャンネル



深川市議会

公式ホームページ

## 編集後記



広報編集委員に選任され3回目の議会  
だより発行となります。第4回定例会での  
12人の一般質問のほか、総務経済常任委員会、厚生  
文教常任委員会、議会運営委員会がそれぞれ実施し  
た行政視察報告等、議会活動の一端を掲載していま  
す。今後も市民の皆様にわかりやすい議会だよりを  
お届けしたいと思います。令和2年、市民の皆様の  
幸せを祈念いたします。

広報編集委員 北村 薫